

第3次越谷市健康づくり行動計画・ 食育推進計画

いきいき越谷21



令和6年(2024年)3月

越 谷 市

は じ め に

本市では、平成26年（2014年）3月に第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」を策定し、さらに、平成31年（2019年）3月に中間見直しを行い、『だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり』を基本理念に、健康づくりと食育を推進してまいりました。



令和2年（2020年）4月には、越谷市保健センターを越谷市保健所の敷地内に移転・開設し、「地域の保健医療の拠点」として一層の取組を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業の縮小や中止が相次ぎ、計画上で定めたすべての目標値の達成には至りませんでした。

新型コロナウイルス感染症の流行が人々の生活スタイルに影響を及ぼす中、社会全般における健康に対する意識は高まるとともに、健康寿命は着実に延伸する一方で、一人ひとりの健康課題は多様化するなど、健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を受け、令和6年度から12年間を計画期間とする第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」では、基本理念を『みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり』とし、現在の健康課題を明らかにするとともに、社会情勢の変化や国が定めた「健康日本21（第三次）」を踏まえ、「休養・睡眠」と「ライフコースアプローチ」を新たなキーワードとして、7つの健康分野ごとに目標を設定、その達成に向け様々な施策を展開してまいります。

本計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、家庭や地域、関係機関・団体及び行政が連携・協力し、それぞれの役割のもと、各種事業に積極的に取り組んでいくことが重要となります。誰一人取り残さない健康づくりや、より実効性をもつ取組の推進に向け、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました越谷市保健衛生審議会の皆様をはじめ、市民アンケート調査やパブリックコメントを通じてご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

越谷市長 福田 晃

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 国の動向	1
(2) 県の動向	1
(3) 越谷市の目指す方向	2
2 国の健康日本21（第三次）について.....	2
3 越谷市の計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制と意見の反映.....	4
(1) 計画の策定体制	4
(2) 市民の意識・意見の把握と反映	5
第2章 越谷市の現状と課題.....	6
1 統計から見た現状.....	6
(1) 越谷市の人口動態	6
(2) 疾病等の状況	13
(3) 要介護等認定者の状況	24
(4) 健康診査	25
2 アンケート調査結果からの現状.....	34
(1) 調査の概要	34
(2) 現在の傷病について	35
(3) 食生活について	38
(4) 運動について	46
(5) 喫煙について	51
(6) 歯科と口腔について	57
(7) こころの健康について	62
(8) 飲酒について	68
(9) メタボリックシンドロームの予防とがん対策について	74
(10) 健康な生活を送るために心がけていること	81
3 第2次計画の評価.....	82
(1) 栄養・食生活	83
(2) 身体活動・運動	86
(3) 喫煙	88
(4) 歯と口腔	92
(5) こころの健康	95
(6) 飲酒	97
(7) がん対策と健康管理	99

4	現状と課題の整理.....	104
(1)	栄養・食生活の課題	104
(2)	身体活動・運動の課題	104
(3)	喫煙の課題	105
(4)	歯と口腔の課題	105
(5)	こころの健康の課題	105
(6)	飲酒の課題	106
(7)	がん対策と健康管理の課題	106
(8)	課題のまとめ	107
第3章	計画の基本的考え方.....	108
1	基本理念.....	108
2	基本方針.....	108
3	計画の体系.....	109
第4章	計画の目標及び施策の展開.....	112
1	栄養・食生活（越谷市食育推進計画）	113
2	身体活動・運動.....	119
3	喫煙.....	125
4	歯と口腔.....	130
5	休養・睡眠とこころの健康.....	135
6	飲酒.....	140
7	がん対策とライフコースアプローチを踏まえた健康づくり.....	142
第5章	越谷市の食育（越谷市食育推進計画）	150
1	食育とは.....	150
2	食育の推進に向けて.....	150
3	食をめぐる問題.....	151
4	食育推進の基本目標.....	152
5	食育を推進する宣言.....	153
6	ライフステージに応じた取組.....	154
第6章	計画の推進.....	158
1	協働による計画の推進.....	158
(1)	市民の役割	158
(2)	家庭・地域の役割	158
(3)	健康関係機関・団体等との連携	158
(4)	行政の推進体制	158
2	計画の進行管理.....	159
3	計画の評価方法.....	159

資料編.....	160
1 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」 策定経過.....	160
2 越谷市保健衛生審議会条例.....	161
3 越谷市保健衛生審議会委員名簿.....	163
4 越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画策定検討委員会設置要領.....	164
5 越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画策定検討委員会委員名簿.....	166
6 越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画策定検討委員会作業部会員名簿.....	167
7 越谷市がん対策推進条例.....	168
8 越谷市歯科口腔保健の推進に関する条例.....	171
9 越谷市自殺対策推進条例.....	173
10 用語解説.....	176
11 アンケート調査票.....	181

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴う国民の健康増進の重要性の増大を背景に、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請される中、平成14年（2002年）に健康増進法（平成14年法律第103号）を制定しました。翌年には同法の施行に伴い、同法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を定めるとともに、平成12年（2000年）に定めた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を、基本方針の理念に基づく具体的な計画として位置付けました。

その後、平成24年（2012年）の「健康日本21（第二次）」への改定を経て、令和5年（2023年）に、令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）までを計画期間とした「健康日本21（第三次）」に改定されました。

「健康日本21（第三次）」は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを通じて、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現することを基本的な方向としています。

また、国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することを目的として、平成17年（2005年）に、食育基本法（平成17年法律第63号）を制定・施行し、翌年に食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「食育推進基本計画」を定めました。計画は5年ごとに見直され、令和3年（2021年）には、同年度からおおむね5年間を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」が策定されました。

この計画では、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のため、食育を総合的に推進することとしています。

(2) 県の動向

埼玉県では、平成10年（1998年）に県民の健康づくり総合計画「健康づくり行動計画」を策定し、その後、「健康日本21」の策定を受け平成13年（2001年）に「すこやか彩の国21プラン」を、「健康日本21（第二次）」への改定を受け平成25年（2013年）に「健康埼玉21」を策定しました。同年には健康増進計画である「埼玉県健康長寿計画」を策定し、同計画は第2次、第3次計画への改定を経て、令和5年には「健康埼玉21」が「埼玉県健康長寿計画（第3次）」に一元化され、同年度を計画期間の終期として取組が進められています。

また、県の食育推進計画である「埼玉県食育推進計画」は平成20年（2008年）に策定され、数次の改定を経て平成31年（2019年）に改定された「埼玉県食育推進計画（第4次）」も令和5年度を計画終期として取組が進められています。

(3) 越谷市の目指す方向

本市においても、国・県の動向を受け、平成15年（2003年）に越谷市健康づくり行動計画「いきいき越谷21」を策定し、平成26年（2014年）には第2次計画策定にあたり、食生活が健康に及ぼす影響の大きさなどから一体的に食育推進計画を策定し、第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」として改定しました。

第2次計画はその後、計画期間の中間に位置する平成31年（2019年）に中間見直しを行い、最終目標年度である令和5年度（2023年度）に向け、「だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり」を目指して計画に取り組んできました。

そして、国・県の次期計画策定を受け、本市においても第2次計画の評価を行うとともに、現在の市の健康課題を明らかにし、第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」として改定を行うものです。

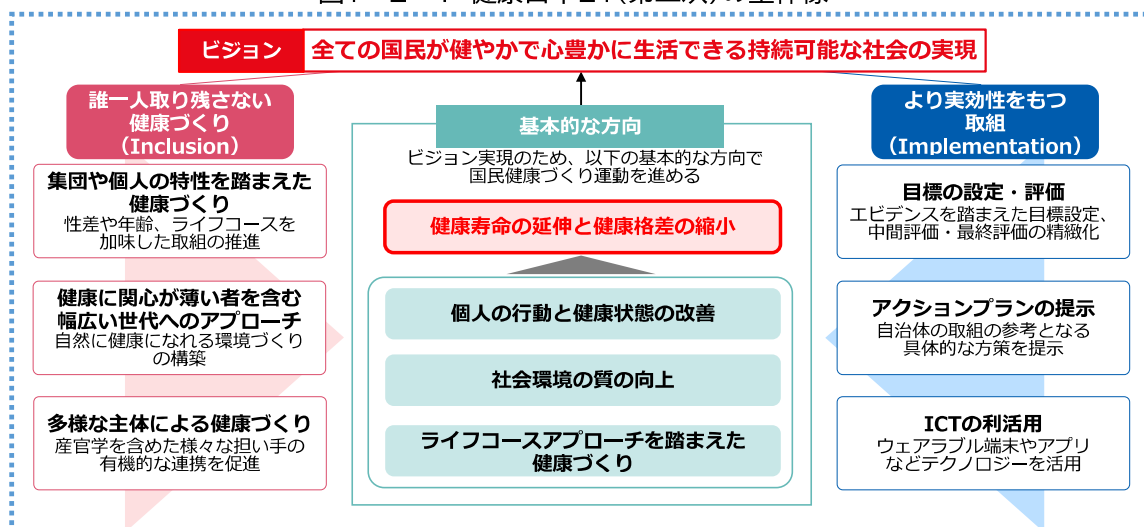
この計画では、「みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり」を目指して計画に取り組んでいきます。

2 国の健康日本21（第三次）について

国は、健康日本21（第三次）において、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向け、（1）誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）と、（2）より実効性をもつ取組の推進（Implementation）を行うこととしています。

そして、この実現のため、「①健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「②個人の行動と健康状態の改善」、「③社会環境の質の向上」、「④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つを基本的な方向とし、「②個人の行動と健康状態の改善」を促す「③社会環境の質の向上」という関係性に加えて、「④ライフコースアプローチ」を念頭に取組を進めることで、「①健康寿命の延伸と健康格差の縮小」の実現を目指すこととしています。

図1-2-1 健康日本21(第三次)の全体像



出典:厚生労働省「健康日本21(第三次)」を推進する上での基本方針を公表します」参考資料

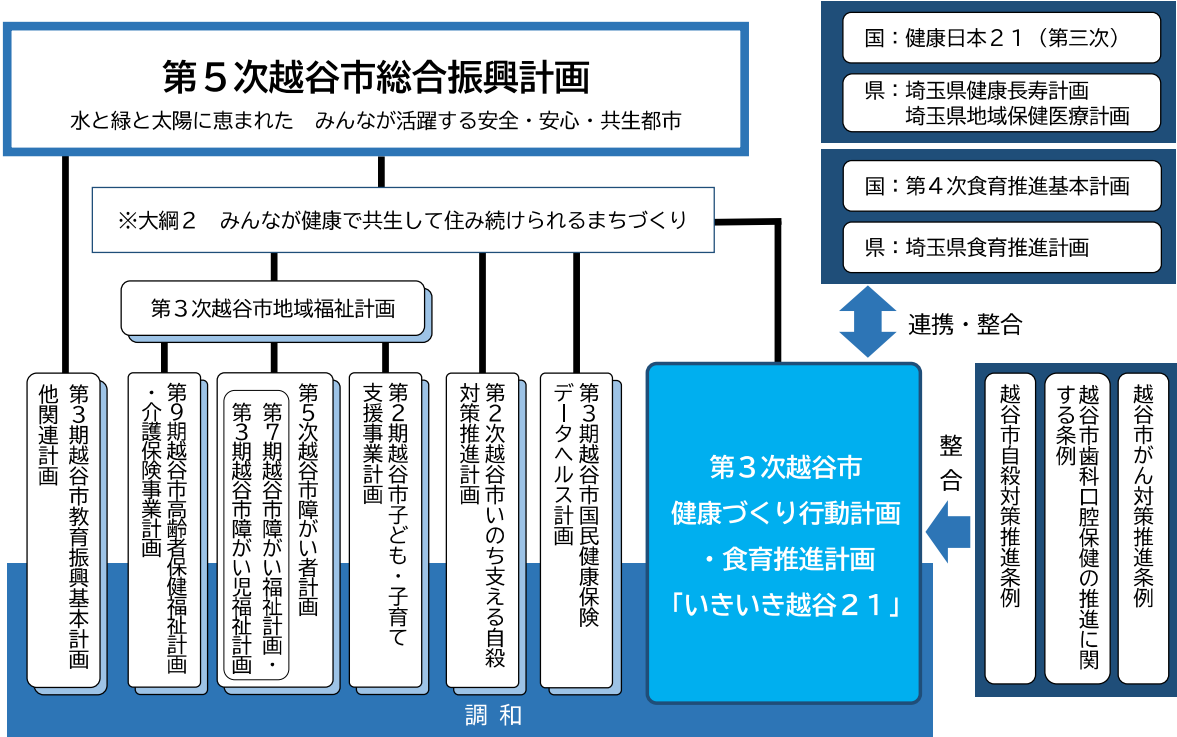
3 越谷市の計画の位置付け

第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」は、健康増進法第8条に定める「市町村健康増進計画」及び食育基本法第18条に定める「市町村食育推進計画」であり、本市の住民の健康増進及び食育推進に関する計画です。

本計画は、本市が将来に向かって進むべき方向を定めた「第5次越谷市総合振興計画」に掲げる本市の将来像『水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市』を実現するための計画として、総合振興計画の大綱2（保健、医療、子育て、福祉など）の下に位置付け、「第3次越谷市地域福祉計画」をはじめとする関連計画その他の市の各種計画との調和を図るとともに、関連する条例と整合を図り策定します。また、国の「健康日本21（第三次）」「第4次食育推進基本計画」、県の次期「埼玉県健康長寿計画」「埼玉県食育推進計画」などとの連携・整合を図ります。

さらに、健康づくり行動計画の一分野である食生活は健康づくりに欠かせないものであり、他の分野と一体的に進めることが重要であるため、健康づくり行動計画の中に食育推進計画を体系的に位置付けます。

図1-3-1 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」の位置付け



第5次越谷市総合振興計画の施策の大綱

大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり	※大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり	大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり	大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり	大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり	大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり
-----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------

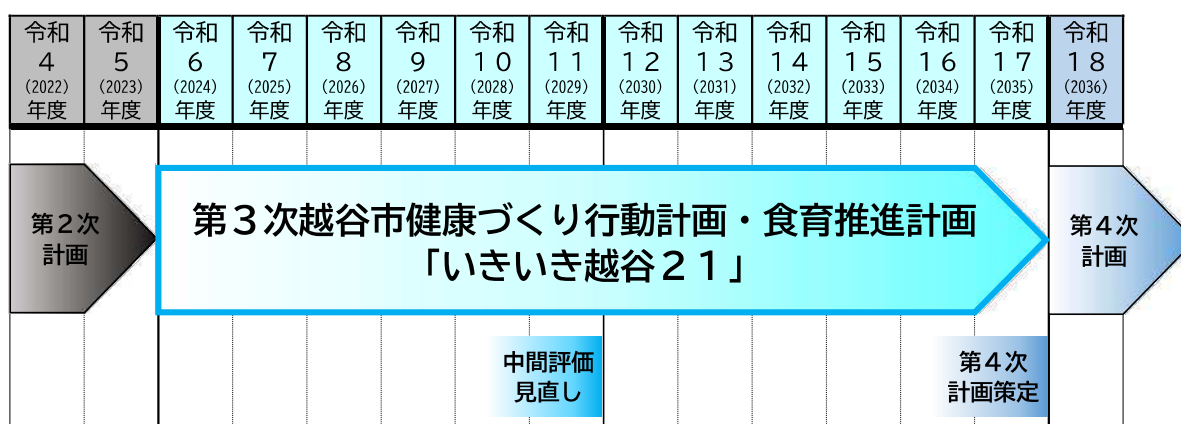
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）までの12年間とします。なお、計画期間の中間に位置する令和11年度（2029年度）には中間評価を実施し、必要に応じた見直しを行います。

また、計画の最終年度である令和17年度（2035年度）には本計画全体の事業の検証や評価を行い、第4次計画の策定に取り組みます。

なお、法制度等の改正や社会情勢の変化等があった場合には、その都度、内容を精査することとします。

図1-4-1 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」の期間



5 計画の策定体制と意見の反映

市民の健康づくりと支援のあり方については、市民の生活習慣や健康課題、保健医療施策に対するニーズなどを広く把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画策定にあたっては、次のような取組を行いました。

(1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、次の3つの会議体において、計画策定に関して必要な事項の協議・検討を行いました。

ア 越谷市保健衛生審議会

保健衛生関係団体関係者、学識経験者及び公募による市民で構成する審議会で、広く意見を伺いながら計画案等の調整及び審議を行いました。

イ 越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画策定検討委員会

越谷市保健医療部長及び関係各課長で組織する検討委員会を設置し、他の計画や関係施策との整合性・調和を確認するとともに、計画案等の検討・作成を行いました。

ウ 越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画策定検討委員会作業部会

関係各課の実務担当者で組織する作業部会において、具体的な取組や施策の検討等を行いました。

(2) 市民の意識・意見の把握と反映

市民の生活習慣や健康課題、保健医療施策に対するニーズを把握するため、令和4年度（2022年度）に実施したアンケート調査の結果を計画に反映するとともに、市民の意見を幅広く募って計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

ア アンケート調査の実施

市民の食事や運動等の各生活分野に関する生活習慣の現状や保健サービスの需要等及び市民の実態やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするために、令和4年度（2022年度）に「第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。

詳細は第2章 2（34ページから）に掲載しています。

イ パブリックコメントの実施

計画の素案について、令和6年（2024年）1月6日から令和6年（2024年）2月4日までの期間、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民の皆様からご意見をいただきました。